

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
【部門区分】第3部門第1区分
【発行日】令和3年7月26日(2021.7.26)

【公開番号】特開2020-29390(P2020-29390A)
【公開日】令和2年2月27日(2020.2.27)
【年通号数】公開・登録公報2020-008
【出願番号】特願2018-157028(P2018-157028)
【国際特許分類】

C 0 1 B 32/90 (2017.01)

C 0 4 B 35/626 (2006.01)

C 0 4 B 35/56 (2006.01)

【F I】

C 0 1 B 32/90

C 0 4 B 35/626 7 0 0

C 0 4 B 35/56 0 7 0

【手続補正書】

【提出日】令和3年6月3日(2021.6.3)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項4

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項4】

前記フッ素樹脂が、ポリテトラフルオロエチレン、テトラフルオロエチレン・パーフルオロアルキルビニルエーテル共重合体、テトラフルオロエチレン・ヘキサフルオロプロピレン共重合体、テトラフルオロエチレン・エチレン共重合体、ポリビニリデンフルオリド、ポリクロロトリフルオロエチレン、及びクロロトリフルオロエチレン・エチレン共重合体からなる群から選ばれる少なくとも1種であることを特徴とする請求項3に記載のアルミニウムシリコンカーバイドの製造方法。

【手続補正2】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項5

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項5】

前記フッ素樹脂が、ポリテトラフルオロエチレンである請求項4に記載のアルミニウムシリコンカーバイドの製造方法。